令和７年度　美馬市ブロック塀等撤去促進事業

南海トラフ巨大地震等の際のブロック塀の倒壊による人的被害の防止等を図るため、**避難路沿道等に面した危険なブロック塀等の撤去**及び**軽量フェンス等への建て替え工事**に要する費用の一部を補助します。

１　補助の対象となるブロック塀等

避難路沿道等（※１）**に面し、安全性の確認ができない**（※２）、高さ（※３）１ｍ以上のブロック塀等

※１　避難路沿道等とは、美馬市地域防災計画において避難路として位置づけされた市道・県道・国道を指します。

※２　安全性の確認項目のチェックリストによる（高さ、厚さ、控え壁、健全性等）

※３　道路等の地盤面からブロック塀等の頂部までを計測

ブロック塀等
コンクリートブロック塀、石積塀、れんが塀等
（塀に付随する門柱・門扉等を含まない）

２　補助の対象となる工事

（１）対象となるブロック塀について高さ４０ｃｍ未満となるよう撤去する工事

（２）**対象となるブロック塀等を撤去し、その範囲内**で軽量フェンス等へ建替する工事

３　補助申請ができる方

（１）ブロック塀等の所有者

（２）市税の滞納がない方

４　補助金額

（１）撤去工事費：補助対象工事費（消費税抜）の３分の２（上限額１３３，０００円）

（２）建替工事費：補助対象工事費（消費税抜）の３分の２（上限額４００，０００円）

※（１）（２）の補助金の併用は出来ません。

５　注意事項

（１）工事は美馬市内の施工業者に依頼してください。

（２）次のいずれかに該当する場合は補助の対象外となります。

①販売又は収益を目的として整地、解体等の際にブロック塀等の撤去を行う場合

②補助金の交付決定前に工事を着手している場合

③この補助金以外の補助金、助成金、補償等を受ける場合

（３）令和８年２月末日までに工事を完了し、実績報告書等を提出してください。

６　手続きの流れ

項　　目	必　要　書　類　等
1.事前準備	撤去工事や建替工事を依頼する業者から工事に要する費用の見積りをもらってください。 ただし、この時点では、工事の契約はしないでください。
2.補助金の交付申請	□補助金交付申請書（様式第１号） □ブロック塀等の安全性チェックリスト（様式第１号の２） □ブロック塀等の撤去図　□ブロック塀等の写真 □撮影方向位置図　□申請額内訳書(様式第１号の３) □見積書（様式第１号の４）　□誓約書（様式第１号の５） □完納証明書　□付近見取り図 ≪軽量フェンス等への建替する場合≫ □軽量フェンス等の新設設計図
3.審　　査	申請書に基づき、現地で対象の塀の確認など必要な審査を行います。
4.交付決定	補助が適当と認められた場合は、交付決定指令書を送付します。 この指令書が届いた後に、工事契約・工事着手してください。
5.中間確認 ※建替工事のみ	ブロック塀の撤去完了後、ブロック塀の撤去状況を現地確認します。 軽量フェンス新設工事着手前に、必ずご連絡ください。
6.完了報告	工事が、終わりましたら次の実績報告書等を提出して下さい。 □実績報告書(様式第６号)　□交付決定指令書(様式第２号)の写し □領収書等の写し　□完成写真及び撮影方向位置図 □産業廃棄物管理票の写し
7.補助金額確　定	実績報告書等に基づき、現地で工事完了後の状況を確認します。 適合すると認めた場合は、補助金交付額確定通知書を送付します。
8.補助金の支　払	請求書を提出してください。 補助金の支払は、申請者本人名義の銀行口座への振込に限ります。 □請求書(様式第８号) □補助金交付額確定通知書(様式第７号)の写し

◎問合せ先

美馬市　建設部　住宅課（本庁舎４階）

℡０８８３－５２－５６１２